

コロナに続き、ウクライナ情勢さらには円安が拍車をかけ、国内企業物価指数が、前月に続き過去最高水準を示した前年同月に比べて9.1%も上昇し、上昇は15カ月連続となりました。物価指数というと、消費者物価指数が注目されがちですが、ここ1年の伸び率は、消費者物価指数が2.1%に対して、国内企業物価指数は実に10%になっています。数値を見る限り、原材料の物価上昇を企業努力によって消費者に還元しているかが理解できる気がします。

このような中、人件費の上昇が企業経営に追い打ちをかけています。新卒者の初任給はコロナ禍の一時期を除き、震災以降一貫して急上昇しており、とりわけ各企業の賃金制度の初期値とみられる高卒の初任給の上昇が著しい状況です。高卒の初任給は、最低賃金の引上げの影響を一番受けることも理由にあると思われます。

新卒の基準賃金引き上げは、従業員全体のベースアップも引き上げる必要がありますが、一部の企業はこのベースアップをすることができずにいるところも少なくなく、既存従業員の給与基準が同じまたは新人の給与が高くなってしまいうことで、既存従業員のモチベーション低下の要因になっているようです。このまま野放しにすると、退職されかねません。

しかしながら、前述の物価上昇等で企業収益を圧迫している事を鑑みると、簡単に全従業員のベースアップをできる状態にはないことは容易に想像がつかます。生産性を上げる努力は今まで以上に必要ですが、既存の従業員のモチベーションを高めるさらなる努力が必要になっているようです。

社会保険労務士 鈴木隆彦

## 当所からのお知らせ



### 1. 社会保険（健康・厚生年金）の算定基礎届の時期となりました。

令和4年度の算定基礎届の提出期限は **7月11日（月曜）** です。

4月・5月・6月支払い給与（出勤日数が17日以上、パート労働者は15日以上）の総支給額の平均で報酬月額が決定されます。

※残業や特別手当等も含んでの計算となりますので、ご注意ください。

**※算定調査は実施されませんが、年間を通して調査を行うため、対象の事業所には事前に書面にて案内が郵送されます。届きましたら当所までお知らせください。**

### 2. 令和4年度労働保険年度更新について

労働保険料申告受付が6月1日から開始されました。

昨年4月分～今年3月分の給与を基に保険料が算定されます。詳しくは個別にご案内します。

労働保険料の納付期限は以下の通りとなっております。

	全期(第1期)	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	7月11日	10月31日	1月31日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日

※ 令和4年4月から、事業主負担の保険料率に変更になり、令和4年10月からは労働者負担・事業主負担双方の保険料率に変更になります。

**年度の途中から保険料率に変更となりますので、ご注意ください。**

### 3. 賞与支払届を忘れずに提出して下さい

夏季賞与の時期となっております。社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入されている事業所様におきまして被保険者に賞与を支払った場合には、賞与支払届と賞与支払届総括表を年金事務所に提出しなければなりません。

**年金事務所よりお手元に賞与支払届が届きましたら当所までお知らせください。**

### ●当所に職員が入職いたしました。



◎庄子 佳菜穂 令和4年4月6日に入社致しました。

ご迷惑をおかけする事が無いよう日々勉強し、皆様のお役にたてるよう頑張りますので、どうぞよろしくお願い致します。

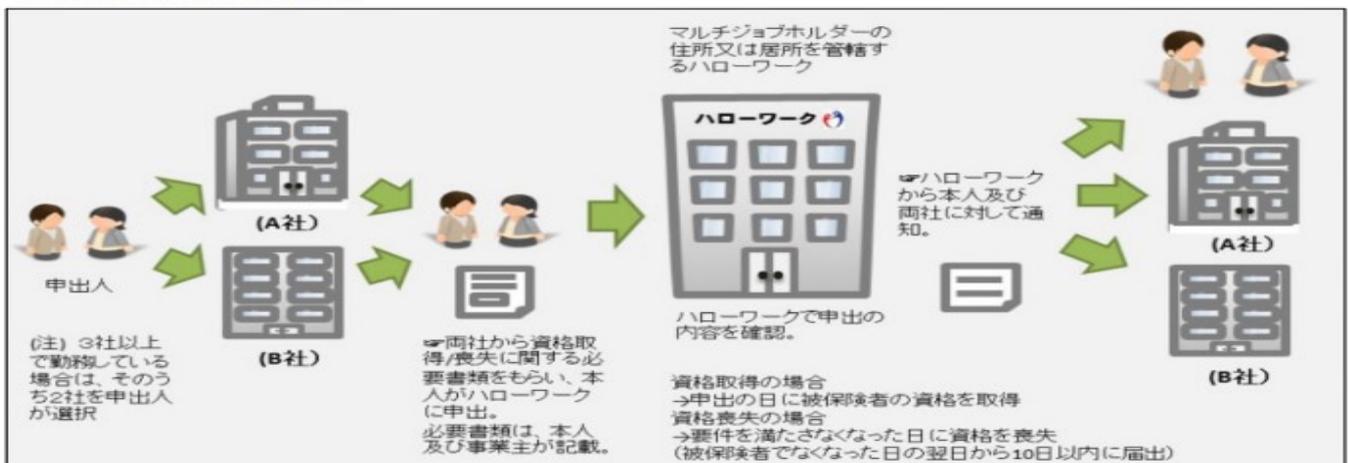
# 雇用保険マルチジョブホルダー制度が開始されました

65歳以上の方を対象として令和4年1月1日から、「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が施行されましたので、今回は「雇用保険マルチジョブホルダー制度」についてご案内します。

従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。これに対し、**雇用保険マルチジョブホルダー制度**は、以下の要件を満たす場合、**労働者本人が自身の住居所を管轄するハローワークに申し出ること**で、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることのできる制度です。

- ① 複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること
  - ② 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して、1週間の所定労働時間が20時間以上であること
  - ③ 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること
- これにより、離職の日以前1年間に11日以上賃金支払いの基礎となった日数のある完全な月が6か月以上（11日に満たない場合は80時間以上）の勤務実績等があれば、失業給付を受給すること等ができるようになります。
  - 失業給付（高年齢求職者給付）は、被保険者であった期間に応じて **30日分または50日分の一時金が支払われます。**

## 基本的な手続の流れ



## 《注意》

### 取得時

- 本人がハローワークに申出を行った日から被保険者となるため、申出日より前に遡って被保険者となることはできません。
- マルチ高年齢被保険者となった日から雇用保険料が発生します。

### 喪失時

- A社のみ離職してB社での勤務は継続するような場合でも、マルチ喪失届や離職証明書はA社、B社の両社の分が必要です。（B社でも被保険者でなくなるため、また、失業等給付の受給のためには、両社での被保険者期間の確認が必要となるため）

詳しい手続き案内や提出書類に関しては以下の URL にて確認することができます。

## 《厚生労働省》

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389_00001.html)